

三重とこわか健康経営促進補助金

職場での健康づくりを推進するため、認定企業における健康経営の取組を支援する助成制度です。

■ 補助対象者

「三重とこわか健康経営カンパニー2026（ホワイトみえ）」に認定された企業等（補助金の交付は1企業あたり1回限りです。）

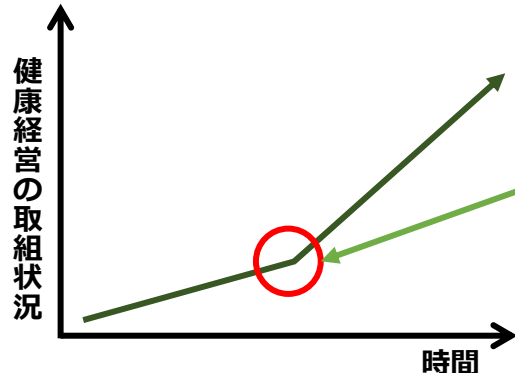


■ 補助対象経費

「健康経営を加速させる健康づくりの取組」に要する経費
（事業実施期間：交付決定の日から令和9年2月15日）

➤ 「健康経営を加速させる健康づくりの取組」とは

<イメージ図>



次の3つの要件をすべて満たす取組

- ① 補助対象者が自身の健康課題や取組目標を明確にする
- ② ①を踏まえた新規の取組又は従来取組を拡充する取組
- ③ 今後継続性のある取組

補助対象とならない取組

- 以前から実施している取組をそのまま継続する取組
 - 特定の個人や民間団体、職場のサークル活動等に対して給付する取組
 - 物品の購入のみを目的とする取組
 - 継続性のない取組
 - 他
- ※汎用性があり、健康経営の目的外使用になり得る消耗品等は補助対象外。

■ 補助率（補助上限額）

補助対象経費の **1 / 2**（補助上限額 **50** 万円）

■ 交付申請

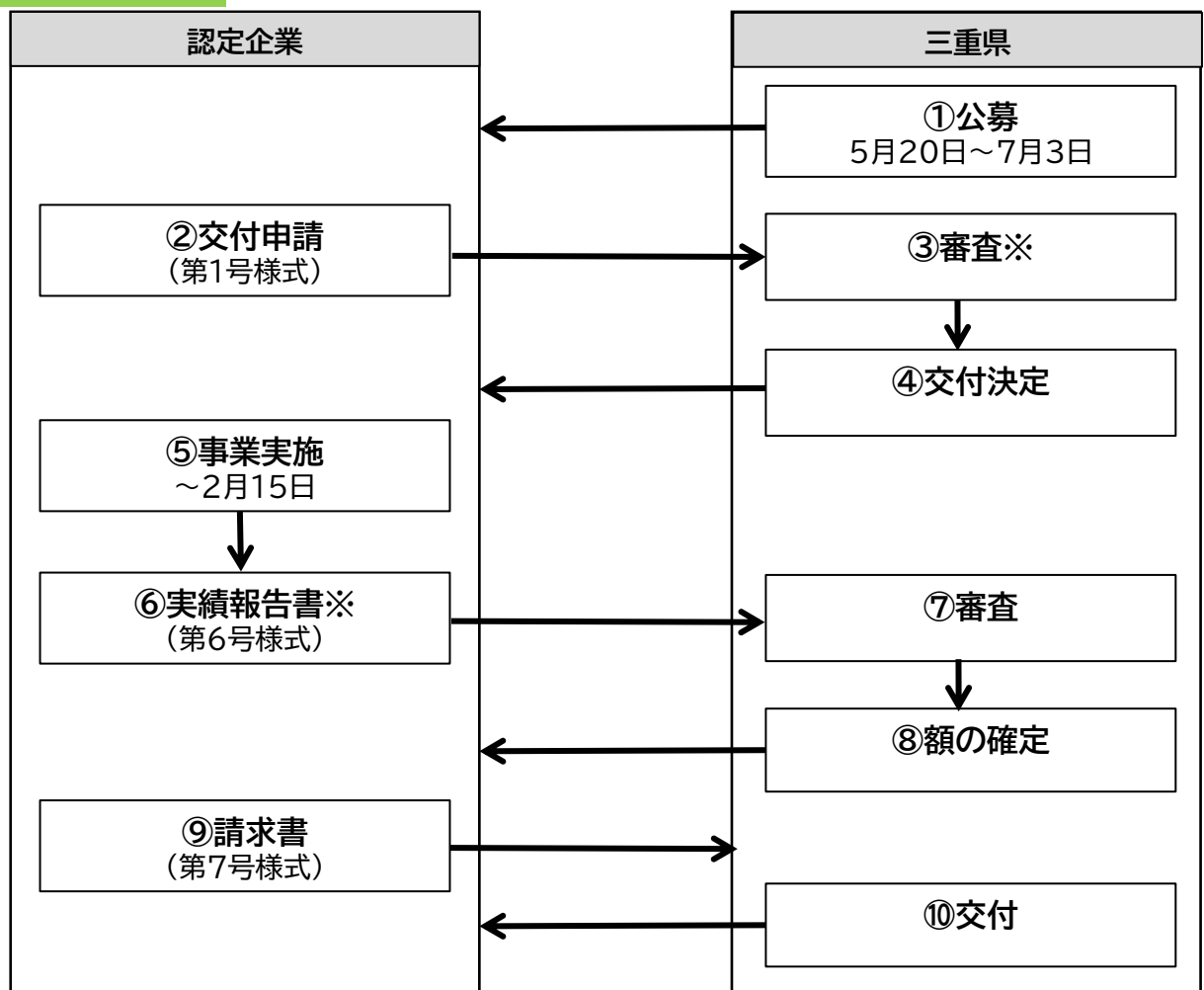
(1) 応募期間

令和8年5月20日（水）から令和8年7月3日（金）17時まで【必着】
提出方法は、郵送のみです。

(2) 提出書類

- 補助金交付申請書（様式は下記ホームページからダウンロードしてください。）
<https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/m0068900198.htm>
- 【法人の場合】定款及び登記事項証明書（現在事項全部証明書）
【個人事業者の場合】住民票等
- 役員等に関する事項
- 県税事務所が発行する全ての県税に滞納がないことの「納税証明書」
- 税務署が発行する消費税及び地方消費税の「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」 ※提出書類は返却しません。また、申請に係る経費は申請者の負担とします。

■ 手続きの流れ



※③審査において、申請者が多数となった場合は、三重とこわか県民健康会議幹事会において、補助対象者の審査を行います。すべての申請者に対し、書面により審査結果を通知します。

※⑥実績報告書の提出にあわせて、補助対象事業の取組成果を他企業へご紹介いただく「三重とこわか健康経営促進補助金活用事例集」の原稿もご提出いただく予定です。

【申請・問い合わせ先】 三重県医療保健部 健康推進課 健康対策班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL:059-224-2294 FAX:059-224-2340

E-mail:kenkot@pref.mie.lg.jp

